

忠岡町議会議場音響設備等改修事業仕様書

1. 業務名：忠岡町議会議場音響設備等改修事業

2. 目的

本会議場の議会議場音響設備等並びに議事運営システム（以下、「議場等システム」という。）および委員会室の議会委員会室音響設備等並びに会議用システム（以下、「会議用システム」という。）の老朽化による改修を行うとともに、住民に「開かれた議会」の実現のため、映像・音声を記録し、将来的なインターネット映像配信を行うための設備を導入するものである。

なお、本仕様書は業務の実施内容について示すものであるが、業務の性質上当然実施しなければならないもの、また、この仕様書に記載がない事項であっても、本業務を遂行するために必要な事項は全て実施するとともに、従事者に周知徹底し、業務遂行にあたらなければならない。

3. 履行場所

- (1) 忠岡町役場 6階 本会議場
- (2) 忠岡町役場 6階 委員会室

4. 履行期間

契約締結日から令和5年11月30日まで

5. スケジュール

具体的な実施時期については、忠岡町（以下「町」という。）と協議の上、実施すること。

定例会をはじめとする議会運営に予定や計画に遅れがない様にするため、議場等システムと委員会室の音響設備の構築・設置・動作試験・操作研修等を計画的に行うこと。

6. 業務内容

本業務の内容は、以下の内容を満たす映像・音響システムの提案・導入を行うものとする。

議事運営システム

- (1) HDカメラや録音・録画機器、スピーカー、映像に挿入するテロップ制御操作システム等、議事運営に必要な機器等を導入する。
- (2) マイク、音声、テロッパーの操作をパソコンのタッチパネルにより一人で容易に操作できる制御システムを導入する。
- (3) 発言残時間・出席議員数表示等の表示用モニター等を議場入口上部に設置する。
- (4) 操作研修の実施
- (5) 将来的にインターネット配信に対応できるように接続端子を準備する。

(6) その他、上記業務に付随する業務（設定・調整・試験・運用）

委員会室の会議システム

- (1) 固定カメラや、有線式の会議マイク、録画録音する為に必要な機器等を導入する。
- (2) 将来的にインターネット配信に対応できるように接続端子を準備する。
- (3) その他、上記業務に付随する業務（設定・調整・試験・運用）

7. 特記事項

- (1) 本会議場・委員会室内に導入する機器については、全て新品（未使用品）とし、「8. 議場等システム構成内容」に示す要件を満たし、各機器を連携させ議場等システム・会議用システムを良好に動作させるとともに、別紙機器構成表に記載された機器と性能等が同程度以上のもので、国内製又は過去に他自治体において導入実績のある外国製品であること。なお、機器構成表に記載のない事項であっても、業務を実施するために必要な事項を実施するとともに、これらの費用を見積書に積算すること。
- (2) 同等品で応札する場合は、製品の機能が分かるものを企画提案書とともに提出すること。
- (3) 本仕様に基づく機器の納入、設置、配線、既設機器との接続、動作試験、既設機器の移動等の費用は本業務に全て含むこと。
- (4) 以下の書類を契約締結後すみやかに町の指定する部数を提出すること。
 - ①工程表
 - ②連絡体制表
 - ③議場等システム概要書
 - ④会議用システム概要書
 - ⑤その他、町より指示のあったもの
- (5) 本会議場・委員会室の議場等システム導入後、以下の完成図書を紙媒体及び町が指定するファイル形式で作成したデータを電子媒体（CD-R等）で各一部納品すること。
 - ①議場等システム構築・設置図面（配置図・系統図・機器姿図・機器設置図）
 - ②機器仕様書・機器取扱説明書
 - ③システム動作試験結果報告書（システム構築時及び現地動作試験）
 - ④業務写真
 - ⑤操作運用マニュアル
 - ⑥その他、町より指示のあったもの
- (6) 議場等システム導入の調整・保証
 - ①受託者は、作業中の過失により発注者の機器等に損害を与えた場合、ただちに発注者に申し出るとともに、受託者の責任において速やかに保証復旧するものとする。受託者の申し出がなく、後日この事実が認められた場合も同様とする。
 - ②受託者は、検査後1年間は保証期間とし、以下について対応すること。また、その後においても、受託者の履行上の不備により当該機器に障害が発生したことが明らかになった場合は、町と協議し、対処すること。

③機器等の撤去

本業務に伴い取り外し、不要となった既設機器等については、受託者において撤去処分することとし、本業務に伴って発生する廃棄物については、受託者の負担で適切に処理を行うこと。また、受託者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「資源の有効な利用の促進に関する法律」を厳守し、業務の円滑な履行の確保及び生活環境の保全に努めるものとする。

- (8) 配線は、既設のルートを用いること。また、既設のルート以外に配線を新たに敷設する場合は、モール処理や天井裏に這わすなど現状に配慮して行うこと。
- (9) 本業務の履行に伴い発生する成果物は、全て町に帰属すること。
- (10) 業務の実施に当たって知り得た業務上の秘密を外部に漏らさないこと。また、他の目的に利用しないこと。
- (11) 本仕様書の内容について疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項については、町と協議の上決定すること。
- (12) 本仕様書に記載外の事項で追加分の機能や設備の提案がある場合は、審査基準表の「独自性」の項目にあたり、加点対象となる。

8. 議場等システム構成内容

本会議場

[議場等システム本体]

- ・以下の操作・機能等を一元管理・制御できるシステム（コントロール用パソコン及びタッチパネル式ディスプレイ（以下、「タッチパネル」という。))を設置する。また、当該システムから出力される映像・音声等の信号を安定的に受信し、明瞭に映写・拡声できるように、機器の接続及び動作確認を行うこと。
 - (1) マイク操作
 - (2) カメラ操作
 - (3) カメラ・資料映像選択
 - (4) テロップ作成・表示
 - (5) 発言残時間管理
 - (6) 出席議員数管理
 - (7) ブザー選択操作
 - (8) リアルタイム字幕表示システムの起動
- ・当該システムは省電力・省スペースを実現し、保守等が容易であるものとする。

[タッチパネル]

- ・町が指定する場所にタッチパネルを1台設置し、タッチパネルで議場等システムの操作を全て行えること。
- ・タッチパネルは23インチ程度とし、操作性を考慮して、最適なサイズを設置すること。
- ・議場配席をイメージしたタッチパネル操作により、タッチした座席のマイクを操作

できるようにすること。ただし、タッチパネル画面表示は視覚的に見やすく操作しやすいレイアウトとする。

- ・議場配席は複数パターン（10パターン以上）を作成・保存できるものとし、開催する会議に合わせて選択できるものとする。
- ・タッチパネル操作により、容易にテロップの選択・表示、カメラ操作、出席議員数の管理・表示、発言残時間の管理・表示ができるものとする。
- ・議場内の2台のカメラの映像を画面内でプレビューでき、タッチパネル操作やボタン操作により、容易に送出映像を選択できるものとする。
- ・操作方法は指又はペンによるタッチパネル操作又はマウスの両方で操作できるものとする。

[マイク]

- ・議場内の机や椅子等の什器（コンセント含む）は既設のものを使用すること。
- ・新設の有線式マイクユニットを設置すること。
- ・各席のマイク等の内容は次のとおりとする。ただし、演壇以外の各席において着席時に、支障なくマイクの使用が可能であること。

議長席：1台	発言マイク（グースネックタイプ【長さ500mm程度】）、 スピーカー、イヤホンジャック（1つ）
演壇：1台	発言マイク（グースネックタイプ【長さ500mm程度】）、 スピーカー、イヤホンジャック（1つ）
議員席：16台	発言マイク（グースネックタイプ【長さ500mm程度】）、 スピーカー、イヤホンジャック（1つ）
事務局長席：1台	発言マイク（グースネックタイプ【長さ500mm程度】）、 スピーカー、イヤホンジャック（1つ）
執行部席：16台	発言マイク（グースネックタイプ【長さ500mm程度】）、 スピーカー、イヤホンジャック（1つ）

- ・マイクのON/OFFは、タッチパネル操作で行えること。また、カメラとマイクが非連動時には、マイクユニットごとに操作できること。
- ・議長席のマイクの音声は常に入るようにすること。
- ・各席会議マイクユニットについて個別にマイク音量の調整が行えること。
また、各席にて設定された音量値は座席ボタン上で視認できるものとする。
- ・議場内各スピーカーはタッチパネルで、音量調節が可能であること。
- ・議長席・演壇のような発言者が不特定で入れ替わりが発生する席について、各席に着く議員又は理事者の座席ボタンをドラッグドロップ操作する事で簡単に登録できるものとする。その際、ドラックアンドドロップした議員又は理事者の座席マイク音量値データも合わせて割り付けるものとする。

[スピーカー、アンプ]

- ・傍聴席既設スピーカーを撤去・更新すること。
- ・議場内で音声がハウリングしないように均一に拡声するとともに、傍聴席も含め議場内のどの位置からも音声が明瞭に聞こえるようにすること。ただし、明瞭に聞こえるかどうかは町が判断するものとする。

[カメラ]

- ・既設カメラの撤去、及び旋回型HDデジタルカメラの設置を行う。
また、後方1台の固定カメラとモニターは既設流用とし、理事者席の確認が行えるようにすること。
- ・カメラは2台設置し、それぞれ光学24倍以上の高性能のズーム機能を有することとする。
- ・議員を撮影するデジタルカメラを使用して、採決時に全議員が起立もしくは着席している様子を明瞭に撮影できるようにすること。
- ・タッチパネルによるマイク操作と連動して、1台のカメラがプリセット機能により自動的に当該座席を撮影し、併せて当該カメラの映像が送出映像として自動的に選択されるものとする。
- ・送出映像として選択していないカメラについても、手動で操作できるものとする。
- ・議場内モニターや中継映像に、開会前や休憩中等の待機映像として、静止画像（写真）、を表示する機能を有するものとする。

[テロップ]

- ・座席ごとにテロップを作成・保存することができるものとする。
- ・マイク・カメラ連動状態でタッチパネルによるマイク操作をした場合、当該座席に登録しているテロップを同時にタッチパネル操作により容易に表示できるものとする。なお、当該座席に登録していない作成済みテロップについても、タッチパネル操作により、容易に表示できるものとする。
- ・1回のタッチパネル操作又はマウス操作により、容易にテロップを表示できるものとする。

[残時間管理システム]

- ・発言残時間操作を行えること。
発言時間はプリセット時間を2つ持つことが可能で、発言内容に合わせて選択することで、任意の時間が入力できることとする。
- ・残時間表示は秒まで表示できること。
- ・発言残時間のプリセット時間設定及び警告表示への切替時間の設定が可能であること。

[その他ソフトウェア機能]

- ・出席議員数表示操作を行えること。議員数の増減はマウスやフリック操作等にて行

えることとし、任意の議員数を入力したい場合はテンキーを呼び出し、数値入力を行うことで対応できるものとする。

- ・デジタルレコーダの録音・一時停止・停止操作をマウス操作やフリック操作で簡単に行えること。
- ・デジタルレコーダの録音可能時間が表示されること。

[録音機器]

- ・議場等システムと連携させタッチパネルで操作できる録音機器を設置すること。

[録画機器]

- ・議場等システムと連携させタッチパネルで操作できる録画機器を設置すること。

[インターネット中継への接続]

- ・将来インターネット中継機に対応できるよう、議場等システムから出力される議会映像・音声の端子を用意すること。

[庁内放映機器への接続]

- ・既設の庁内放映機器へ接続し、信号を変換するなど、アナログ放送により議場等システムから出力される議会の映像・音声を役場内各所に配信することができるようにすること。
- ・既設の庁舎放映機器は、役場6階に2ヶ所、1階に1ヶ所の計3ヶ所ある。

[その他]

- ・タッチパネル操作により、ブザー音を吹鳴させることができるよう、機器の接続等を行うこと。
- ・落雷等による急な停電により機器の支障がでないよう、無停電電源装置を設置すること。
- ・傍聴席に映像出力端子を整備し、別途音声認識システムが構築されたパソコン等で作成した文字情報をHDMI対応移動式55型ディスプレイにリアルタイムで表示させること。
- ・議場内壁面に現在時刻や発言者残時間、出席議員数が表示できる壁取付55型ディスプレイを設置すること。

[機器明細及び数量の内訳]

- ・メーカー、型式及び数量については、以下のリストを参考にすることとする。尚、リストにおける型式・数量については、町が必要とする要求要件を満たすことを前提に、機器構成の変更等を提案することは可とする。

(参考)

NO.	品名	型番	数量
1	有線会議マイクセンター装置	TS-910	1台
2	ラックマウント金具	MB-TS920	1台
3	会議マイク有線 I/F	TS-918	2台
4	ラックマウント金具	MB-15B	1式
5	デジタルミキサ	AT-MX862	1台
6	デジタルレコーダ	SS-CDR250N	1台
7	SD カード	TSQD-32A	2枚
8	13.3 インチ確認モニター	LCD1331	1台
9	パワーアンプ	MeZZo324A	1台
10	PC コンセント	特型	1台
11	スイッチャー	XS-62S	1台
12	SDI マトリックススイッチャー	MSS0811	1台
13	SDI 分配器	CRO-DVD8B	2台
14	EMB	CRO-SHC5	1台
15	HDMI 延長器	DCE-U1TX	3台
16	ラックマウント金具	MK-U104	3式
17	SDD レコーダ	HyperDeck Studio HD Pro	1台
18	操作制御 PC	Z4 G4+予備ボード	1台
19	議場ソフト	Aicos Pro	1式
20	ラックマウント金具	特型	1式
21	DVI/USB 延長器	CRO-UHE30RX	1台
22	PoE 対応 SW-HUB	SWX2210P-18G	1台
23	ラックマウント金具	特型	1台
24	UPS	BN150R	1台
25	電源制御ユニット	C-D01	1台
26	端子盤	特型	1面
27	機器架本体	SE	1架
28	23 型タッチパネル	FDF2382WT	1台
29	DVI-USB 延長器	CRO-UHE30TX	1台
30	13.3 インチ確認モニター	LCD1331	1台
31	HDMI 延長受信器	DCE-U1RX	1台
32	操作デスク	ED-SK14070	1台
33	55 型ディスプレイ	LCD-E558	2台
34	壁取り付け金具	CILF226-B1	1式
35	移動台	KDS-PE50S	1台
36	HDMI 延長受信器	DCE-U1RX	2台

37	カメラ	AW-UE50	2台
38	取り付け金具	特型	2式
39	メインスピーカー	VXS5	2台
40	傍聴席スピーカー	VXC6	3台
41	ディスプレイ接続コンセント	特型	1面
42	有線会議ユニット（議長用）	TS-811	1台
43	グースネックマイク	TS-904	35本
44	有線会議ユニット	TS-812	34台
45	SDI/アナログ変換器	VPC-DX1	1台
46	増設ブリッジ	TS-919B4	13台
47	リアルタイム文字起こし表示用機器	PC及び付属機器	1式

委員会室

[会議用システム本体]

- ・有線式の会議マイク、固定カメラ、録画録音する為の機器を機器ワゴンに設置する。
- ・当該システムは省電力・省スペースを実現し、保守等が容易であるものとする。

[マイク]

- ・既設のマイク設備・操作卓を撤去すること。
- ・マイクは有線式とし、着席時に、支障なくマイクの使用が可能であること。
- ・マイクの内容は次のとおりとする。

委員会室	○マイクユニット：28台 (内訳) ・グースネックタイプ（長さ300mm程度）：28本
------	---

- ・マイクユニットのON/OFFは、マイク本体で行えること。
- ・マイクの音量は機器ワゴンでマイク全体の調整が可能であること。
- ・マイクユニットは、4か所以上のマイクが同時に使用できるシステムとする。

[スピーカー、アンプ]

- ・既設の委員会室内天井スピーカーはそのままとし、新たな委員会室内天井スピーカーを設置（6か所）すること。
- ・委員会室内で音声がハウリングしないよう均一に拡声するとともに、委員会室内のどの位置からも音声が明瞭に聞こえるようにすること。ただし、明瞭に聞こえるかどうかは町が判断するものとする。

[カメラ]

- ・固定式HDデジタルカメラの設置を行う。
- ・カメラは2台設置し、委員会室全体が撮影できるようにすること。また、各カメラ

にて理事者及び議員全体をそれぞれ映すことが可能であること。

- ・撮影映像は操作席で切り替えができること。
- ・撮影映像は操作席モニターで確認できること。

[録音機器]

- ・録音機器を設置すること。

[録画機器]

- ・録画機器を設置すること。

[インターネット中継への接続]

- ・将来インターネット中継機に対応できるよう、委員会システムから出力される映像・音声の端子を用意すること。

[機器明細及び数量の内訳]

- ・メーカー、型式及び数量については、以下のリストを参考にすることとする。
尚、リストにおける型式・数量については、町が必要とする要求要件を満たすことを前提に、機器構成の変更等を提案することは可とする。

(参考)

No.	品名	型番	数量
1	有線会議マイクセンター装置	TS-D1000-MU	1台
2	ラックマウント金具	MB-TS920	1台
3	サブコントロールユニット	TS-D1000-SU	1台
4	ラックマウント金具	MB-15B	1式
5	デジタルミキサ	M-633D	1台
6	デジタルレコーダ	SS-CDR250N	1台
7	SDカード	TSQD-32A	2枚
8	パワーアンプ	Mezzo322A	1台
9	SDIスイッチャー	ISA-41	1台
10	SDI分配器	CRO-DVD8B	1台
11	EMB	CRO-SHC5	1台
12	ラックマウント金具	MK-U104	1式
13	SDDレコーダ	HyperDeck Studio HD Pro	1台
14	同上用SDD(1TB)	MZ-77E1TOBW	2式
15	プレビューモニター	LCD1015	1台
16	PoEインジェクター	YPS-POE-AT	1台

17	電源制御ユニット	C-D01	1台
18	ワゴン本体	EIA-K24 色	1台
19	カメラ	AW-UE4	2台
20	取り付け金具	特型	2式
21	HDMI/SDI 変換器	CRO-H2SC	2台
22	天井埋込スピーカー	VXC4	6台
23	有線会議マイクユニット	TS-D1000-CU	1台
24	グースネックマイク	TS-D1000-M1	1本
25	有線会議マイクユニット	TS-D1000-DU	27台
26	グースネックマイク	TS-D1000-M1	27本

9. システム(技術的)要件の概要

本業務に係わる性能、機能及び技術等の要求要件は、次項に定める機器の要件に示すとおりである。

- (1) システム(技術的)要件は全て必須の要求要件である。
- (2) 必須の要求要件は町が必要とする最低限の要求要件を示しており、技術審査において性能等がこれを満たしていないと判定された場合は不合格となり、選考の対象から除外する場合がある。
- (3) 機器の性能等がシステム(技術的)要件を満たしているか否かの判定は、機器に係わる仕様書及びその他の提出書類の内容を審査して行う。
- (4) 提出された機能等証明書(機器仕様書、カタログ、取扱説明書等)に虚偽の内容が認められた場合は、事前確認審査の対象から除外し、失格とする。
- (5) 仕様内容を満たしていることを、提出書類のどの部分で証明できるか、参照すべき箇所を明示すること。参照すべき箇所が仕様書、説明書、カタログなどである場合、アンダーラインを付したり、色付けしたり、余白に大きく矢印をしたりすることによって、該当部分を分かりやすく示しておくこと。したがって、本仕様書のシステム(技術的)要件に対して、単に「できます」、「実現します」、「可能です」などの回答の提出書類の場合、提出書類とみなさないもので十分に留意すること。
- (6) 提出書類の内容等について、問い合わせやヒアリングを行うことがある。
- (7) 提出書類等を審査するにあたり、資料の根拠が不明瞭であることや、説明が不十分など、問い合わせやヒアリングに対する回答が曖昧であるなどして、技術審査等に重大な支障があると判断した場合は、要求要件を満たしていないものとみなす。

10. 機器の調達

「8. 議場等システム構成内容」に定める要求要件を満たすために必要な全ての機器を選定し、調達すること。ただし、前述のとおり町が必要とする要求要件を満たすことを前提に、機器構成の変更等を提案することは可とする。

11. 保守及び費用負担について

上記 10 の機器が常に良好、適正な機能を発揮できるよう保守点検に努めること。導入から 2 年目以降は別途契約とする。

また、上記 10 の機器に係る不具合の原因調査等についても当該保守の範囲とする。

ただし、修繕等で発生した費用については機器の不良等によるものを除き、発注者負担とする。

12. その他の事項

- (1) 受託者は、システム構築を適切かつ円滑に遂行するため、必要に応じて議会事務局職員との打ち合わせ及び協議を実施し、承認を受けること。
- (2) 令和 5 年 9 月から 12 月まで、本町庁舎の空調、照明の更新工事が行われるため、契約を締結後は、更新工事施工業者と打ち合わせを行い、双方の工事が重ならないよう調整を行うこと。なお、更新工事施工業者の作業は原則土曜日及び日曜日、祝日とする。
- (3) 更新工事施工業者との間で、配線ルートや機器設置に係る課題が発生した場合は、更新工事施工業者と打ち合わせの上、速やかに解決すること。

[その他]

・ 提出書類

〈作業前〉

工程表

機器承諾書

作業員名簿

〈作業後〉

納入した成果物の名称、並びに物品の名称、型番、数量、内訳等の一覧
構成をまとめた一覧とシステム構成図

試験成績表

作業前、作業後の写真、完成後の写真

操作マニュアル